

介護予防短期入所生活介護サービス・短期入所生活介護サービス
 (ショートステイ) 特別養護老人ホームなかかんの里料金表

令和6年8月現在

① 予防給付サービスに関する利用料金 (A)

利用料自己負担 予防給付 (単位/日)

要介護度	※居室区分	基本サービス費	機能訓練体制加算	介護予防自己負担額計 (A)
要支援1	従来型多床室	451	12	463
	ユニット型個室	529	12	541
要支援2	従来型多床室	561	12	573
	ユニット型個室	656	12	668

② 介護給付サービスに関する利用料金 (A)

利用料自己負担 介護給付 (単位/日)

要介護度	※居室区分	基本サービス費	機能訓練体制加算	介護保険自己負担額計 (A)
要介護1	従来型多床室	603	12	615
	ユニット型個室	704	12	716
要介護2	従来型多床室	672	12	684
	ユニット型個室	772	12	784
要介護3	従来型多床室	745	12	757
	ユニット型個室	847	12	859
要介護4	従来型多床室	815	12	827
	ユニット型個室	918	12	930
要介護5	従来型多床室	884	12	896
	ユニット型個室	987	12	999

※居室区分

ユニット型個室・・・1人部屋 定員20名

基本サービス費・・・介護保険サービスの基本的な利用料となります。サービスの種類と要介護度によって定められております

機能訓練体制加算・・・機能訓練（リハビリ）を行う職員を、基準で定められた数配置している際にいただく費用です。

※体制加算（B）

（基準よりも職員配置等を充実した場合加算されます。当月の職員体制により加算が変わる場合があります。令和6年4月現在 対象）

加算種類	加算内容	単位数
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置した際に頂く費用です。（介護給付のみ）	4単位/日 追加
看護体制加算Ⅲ	上記の規定を満たし、要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上で頂く費用です。	12単位/日 追加
看護体制加算Ⅱ	入所者25名に対して看護師1名以上配置し、夜間における24時間連絡体制の確保している際に頂く費用です。（介護給付のみ）	8単位/日 追加
看護体制加算Ⅳ	上記の規定を満たし、要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上で頂く費用です。	23単位/日 追加
サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員の配置で介護福祉士を80%以上（常勤換算）配置した際に頂く費用です。	22単位/日 追加
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護職員の配置で介護福祉士を60%以上（常勤換算）配置した際に頂く費用です。	18単位/日 追加
サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護職員の配置で介護福祉士を50%以上（常勤換算）配置した際に頂く費用です。	6単位/日 追加
夜勤職員配置加算Ⅰ (従来型)	基準に規定する夜勤を行う介護職員または看護職員の数に1を加えた数以上の介護職員または看護職員を配置した際に頂く費用です。	13単位/日 追加

夜勤職員配置加算Ⅱ (ユニット型)	基準に規定する夜勤を行う介護職員または看護職員の数に1を加えた数以上の介護職員または看護職員を配置した際に頂く費用です。	18単位/日 追加
夜勤職員配置加算Ⅲ (従来型)	上記の規定を満たし、夜勤時間帯を通じて看護職員を配置又は、喀痰吸引等の実施できる介護職員を配置している際に頂く費用です。(登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要)	15単位/日 追加
夜勤職員配置加算Ⅳ (ユニット型)	夜勤職員配置加算Ⅲと同様。	20単位/日 追加
生産性向上推進体制 加算(Ⅱ)	介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している、1年以内ごとに1回業務改善の取組による効果を示すデータの提供をして頂く費用です。	10単位/月 追加
介護職員処遇 改善加算(新加算)	介護職員の人材確保を更に推し進め、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年6月以降、処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引上げを行います。新加算の算定要件は、①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件、の3つです。	(Ⅰ)＝所定単位数×14%
身体拘束廃止 未実施減算	身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催等を義務づけ、未実施の場合は減算となります。	10%/日減算
高齢者虐待防止措置 未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図ること、虐待の防止のための指針の整備、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること、担当者を置くこと等、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算となります。	所定単位数の 100分の1に相当する単位数を 減算
業務継続計画未実施 減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定が未実施の場合減算となります。	所定単位数の 100分の3に相当する単位数を 減算

※今後も体制加算に変更がある場合は、費用に係る同意を得た上で、都度料金表の差し替えで対応させていただきます。

※また、サービス提供体制強化加算については、その時点での職員の配置状況に応じ、随時変更される場合がございます。予めご了承下さい。

※各種加算（対象者のみ）（B）

加算種類	加算内容	金額
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合頂く費用です。	50 単位/回 追加
看取り連携体制加算	看護体制加算を算定しており、看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して対応方針の内容を説明し同意を得ていれば頂く費用です。（死亡日より以前 30 日以下について 7 日を限度）	64 単位/日 追加
緊急短期入所受入加算	やむをえない理由により緊急と認められ、緊急体制確保加算の緊急用空床を利用した際に頂く費用です。（7日を限度/月 やむを得ない事情があれば14日/月）	90 単位/日 追加
送迎加算（片道）	ご利用の際の送迎を行った際に頂く費用です。	184 単位/回 追加
認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	医師が認知症の行動・心理症状の為に在宅での生活が困難であると認められた為、緊急にサービス提供をした際に頂く費用です。（7日を限度/月 介護給付のみ）	200 単位/日 追加
若年性認知症 利用者受入加算	初老期における認知症にサービス提供をした際に頂く費用です。（ただし認知症行動心理症状緊急対応加算との算定は不可 介護給付のみ）	120 単位/日 追加
個別機能訓練加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置し、生活機能向上に資する利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成した際に頂く費用です。	56 単位/日 追加
医療連携強化加算	利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行い、主治医との連携について取り決めを行っている場合に頂く費用です。	58 単位/日 追加
長期利用者に対する 短期入所生活介護	連続して31～60 日を超えて入所している利用者に対して、基本単位数から-30 単位、61 日以降は-32 単位所定単位数から減算を行います。要支援 1 の方は要介護 1 の単位数から 75/100 要支援 2 の方は 93/100 に相当する単位数を算定します。	左記の単位数を 減算

※新潟市に所在するショートステイの地域単価は 10.17 円です。

※介護職員処遇改善加算・サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額には含まれません。

※「負担割合証」に記載されている負担割合となります。

③滞在費・食費に関する利用料料金（C）

自己負担

（単位：円／日）

居室区分	※利用者負担区分	滞在費	食費	居住費・食費自己負担額計（C）
従来型多床室	第1段階	0	300	300
	第2段階	430	600	1,030
	第3段階①	430	1,000	1,430
	第3段階②	430	1,300	1,730
	第4段階	1,000	1,600	2,600
ユニット型個室	第1段階	880	300	1,180
	第2段階	880	600	1,480
	第3段階①	1,370	1,000	2,370
	第3段階②	1,370	1,300	2,670
	第4段階	2,100	1,600	3,700

※利用者負担区分

第1段階 生活保護受給者・老齢福祉年金受給者

第2段階 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方

第3段階① 世帯全員が市民税非課税で年金収入等が80万円超120万円以下の方

第3段階② 世帯全員が市民税非課税で年金収入等が120万円超の方

第4段階 上記以外の方（基準額）で、住民税課税されている方

※上記の条件に加えて、非課税世帯の預貯金額のすくない方に限定されます。

第2段階 単身で650万円、夫婦1650万円以上の貯金のある方は対象外

第3段階① 単身で550万円、夫婦1550万円以上の貯金のある方は対象外

第3段階② 単身で500万円、夫婦1500万円以上の貯金のある方は対象外

食費の内訳

朝食 400円	昼食 720円	夕食 480円
---------	---------	---------

④介護保険給付外サービスに関する利用料金（単位：円）

項目	料金	備考
電気代	¥100/日	
おやつ代	¥150/日	
理容（専門業者）、その他希望によるサービス	実費	クリーニング代、外出時食事代等

※ 介護保険の自己負担額が一定額を越えた時は、越えた分が被保険者の請求により高額介護サービス費として払い戻されます（償還払い）

※ 利用料金に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更させていただきます

※ 上記料金表は 1 割負担の数字となります。ただし一定以上の所得のある方は介護保険給付部分が 2 割又は 3 割負担となります。

※ ご利用時の食事、おやつをキャンセルする場合は 2 時間前までにご連絡ください。以降は料金が発生します。各食事は 2 時間まで取り置きができます。